

はじめに

I はじめに

1. 自動車排出ガス51年規制について

自動車排出ガス51年規制は、昭和50年2月24日の環境庁告示“自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正”にもとづき、運輸省が2月26日、道路運送車両の保安基準の一部改正を発表して、施行に移されたものです。

この規制は、50年規制の窒素酸化物(NO_x)の排出量のみをさらに厳しいものに規定したもので、ガソリンまたはLPGを燃料とする乗車定員10人以下の乗用自動車のみに適用されます。

51年規制の内容

(1) 規 制 値

	最 高 値		平 均 値		50年規制値からの 低減率(平均値) %
	10モードg/km	11モードg/テスト	10モードg/km	11モードg/テスト	
CO	2.7	85	2.1	60	0
HC	0.39	9.5	0.25	7	0
NO _x	(イ)	0.84	8	0.6	50
	(ロ)	1.2	9	0.85	29

注) (イ) 等価慣性重量が1,000kg以下のもの。

(ロ) 等価慣性重量が1,000kgを超えるもの、および4サイクル軽乗用車

(2) 対 象 自 動 車

ガソリンまたはLPGを燃料とする乗車定員10人以下の乗用自動車
(除く2サイクル軽乗用車)

(3) 適 用 時 期

新型車……………昭和51年4月1日以降ライン オフ車両
新造車(継続生産車) ……昭和52年3月1日以降ライン オフ車両
ただし輸入車……………昭和53年3月1日以降ライン オフ車両